



東日本大震災の影響で電力が不足しています。節電にご協力ください。

4月から「子ども手当」が

「児童手当」に変わりました

子ども手当は平成24年3月分で終了し、4月から児童手当法による手当制度が始まりました。

児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な成長に資することを目的としています。



手続きが必要なのは？

●平成24年4月～5月分の児童手当認定の手続きは、不要です。

当市で子ども手当を平成24年3月分まで受給していた方が、4月1日時点で支給要件を満たしている場合は、改めて申請の必要なく児童手当認定となります。

※子ども手当（特別措置法）の認定を受けていない方は、児童手当の申請が必要です。

※出生や他の市町村からの転入などがあった場合、当市で児童手当を受給するためには手続きが必要です。

●平成24年6月分以降の児童手当を受給するには、**現況届の提出が必要です。**対象の方（平成24年5月分まで支給のあった方、全て）には、6月上旬ごろ現況届を送付します。

受給対象者は？

●受給対象者は、中学校3学年修了前（15歳到達後、最初の3月31日）までの子どもを監護している保護者のうち、主に子ども**の生計を維持している方**です。

※公務員の方は、職場にご確認ください。
 ※支給対象の子どもについて国内居住要件があります。ただし、3年以内の留学の場合は、支給となる場合があります。

※里親、児童養護施設などに入所している子どもについては、施設の設定者などが受給対象者となります。

支給額は？

平成24年4月から5月分については、子ども手当（特別措置法）と変わりませんが、平成24年6月分からは**所得制限が設けられるため、支給額は次のとおりになります。**

●所得制限限度内の方

- ・3歳未満（一律）
月額15000円
- ・3歳以上小学校修了前（第1子・第2子）
月額10000円
- ・3歳以上小学校修了前（第3子）
月額15000円
- ・中学生（一律）
月額10000円
- 所得制限限度額を超過する方（6月分以降）**
児童1人につき
月額 5000円

支給月は？

●6月期
2月～5月分（平成24年6月に限り、子ども手当2月～3月分と、児童手当4月～5月分が支給されます。）

●10月期
6月～9月分

●2月期
10月～1月分
 ※認定を受けた方へ支給します。書類に不備などがある場合には、書類がそろい、審査の後、認定になつてから支給となります。
 ※原則として、申請月の翌月分からの支給となりますので、お早めに手続きください。
 ※6月分以降の手当は、現況届が未届けの場合、支給差し止めとなります。

子ども手当（特別措置法）請求期間の延長について

平成23年10月から平成24年3月分までの子ども手当（特別措置法）については、請求の期限が平成24年9月30日までに延長されました。平成23年10月1日時点で子どもの監護があった方は、平成24年9月30日までに請求し認定された場合、平成23年10月分からの手当を受給することができます。ただし、認定されるまでは手当の支給はできませんので、まだ請求していない方は、できるだけ早く請求してください。
 詳しくは、市役所児童家庭課 ☎443-1693へ。

